

「プロシヤ型」進化の基礎過程

——農民解放の技術史的條件——

千　葉　燎　郎

はしがき

およそ農業の近代的進化が、農業における資本主義の發達をその一般的方向とすることはいうまでもない。だが、これをその具體的・特殊の形態についてみるときは、かかる進化の實現經過がそれぞれ過程的・歴史的に個性をあたえられ、すくなくとも外見的には多様さをしめしている。しかしこれらの多様さにもかかわらず、かような近代的進化の本質は「封建的土地所有が資本をとらえるか、資本が土地所有を近代形態においてとらえるか」の、二つの對抗する過程以外のものではありえない。かくして農業の近代的進化は、そこにいわゆる「プロシヤ型」と「アメリカ型」との相對立する「二つの型」をうちだすところの「客觀的・可能的な二つの途」をつうじて實現される。

かような「二つの途」の歴史的な意味は、封建制度の打破が、上からの改良的な地主的農業改革をとおしておこなわれるか、それ

「プロシヤ型」進化の基礎過程

とも下からの革命的な農民的農業革命によつてなしとげられるかという、農業變革の二つの形式を經過してあらわれ、さらにその歴史主體的な表現である「農民解放」については、封建農民を束縛してきた身分的隷從關係のきずなが、地主の手によつてしだいに解きはどかれてゆくか、それとも農民みずからの手によつて一氣に絶ちきられるかという、農民の自由獲得の二つの形態を經過點として實現されるが、いずれにもせよそれは、いずれか一方が他を壓服して優勝しなければやまない、二つの歴史主體的な勢力の對抗闘争の展開そのものにほかならない。つまりはその闘争過程における歴史的勝利者としての、農業進化の擔い手がだれであるかがもつとも重要な問題となるのである。

さて、われわれがいま當面する農業問題を理解しようとするためには、何はともあれわが國農業の進化における「二つの途」の闘いを、上述のいみでたゞしくあとづけることによつて、その資本主義的特質をあきらかにとらえることが、おそらく決定的に重

要であるとおもわれる。そこでこの小論においては、農業進化の「二つの型」のうち、わが國農業の資本主義的發展の本質規定により、示唆的であるとおもわれる「プロシヤ型」をとりあげ（それがそう名づけられているように）、その原型をしめしたところの東ドイツ・プロシヤ農業の近代的進化過程についての考察をこころみ、そこで若干の獨自な分析をおこなうことによつて、そのもつとも基本的な形態において「プロシヤ型」發展の特質の解明にとめたいとおもう。

その場合、あらゆる歴史運動の本質は、發展する生産力と生産關係との相互浸透性をつうじて把握されなければならないということから、ここで「プロシヤ型」進化の本質的理解をこころみようとすることについても、本來そのような推轉を必然的にした封建的農業生産構造の獨自な内部的條件の形成、すなわち、そこにおける生産力の發展がいかなるかたちでいかなる階級によりおしすすめられたかの問題にたいする分析を、そのもつとも基本的な課題としなければならない。したがつてここでは、プロシヤ農業進化の史的過程が、もつばらその生産構造の内部において、とくにその生産力的な基礎について分析される。かような生産力視角における問題分析は、さらに具體的にいかなる視點に立つておこなわれるであらうか。

それは生産力の發展が、いかに具體的なかたちでとらえられるかの問題であるが、その意味では、生産力の發展は、それと生産關係との相互浸透作用をつうじて、兩者の矛盾を統一的に内包し

つつ進歩する生産技術の發達に現象し、同時にそれに照應する労働主體の具體的な在り方として歴史的に表現されるとみることができる。

ゆえにこの小論では、プロシヤ獨自の農業進化の推轉を、とくに技術的發達の視點を重視しながら、生産力の發展にともなう農業生産構造の變革過程において考察し、たとえば労働主體にかかわるいわゆる「農民解放」についても、そこでの技術的條件の展開に照應した労働力存在形態の變革として、いえば技術史的に分析をすすめてみたいとおもう。なぜなら、まさしくかように生産力の發展が技術現象を媒介して實現され、したがつてまた技術そのものがほかならぬ生産關係の變革に深くつながるということから、本來かかる技術現象の史的展開こそは、歴史發展の基礎過程をなすものにほかならず、そのゆえにまた、ここにいわゆる「プロシヤ型」進化の特質も、かようないみでの基礎過程の分析をつうじてのみ、はじめてよく解明することができるとおもわれるからである。

註 技術の概念については、「技術とは人間實踐（生産的實踐）に於ける客觀的法則性の意識的適用である」という武谷三男氏の本質的規定をとりたい。すなわち、客觀的法則性を何らかの形で物質化し對象化してゆく實踐そのもの、かかる技術的實踐のなかに、技術の本質を見いだす。このような技術概念は、たんに人間の自然にたいする働きかけ、すなわち狹義の技術的實踐ばかりでなく、人間の人間にたいする働きかけ、

いえば社會的實踐にまで擴大され適用されうる。この場合は社會の法則性が基礎となる。したがって、技術の本質は、ほかならぬ生産關係の變革に深くつながり、生産力と生産關係との相互浸透作用、すなわち兩者の矛盾にもとづく生産様式の變革を媒介としてのみ歴史的に現象する。このゆえに技術は、勞働過程のすべてにその實體をもちながら、そのときどきの社會形態における技術の定在様式として、あるときは勞働そのものに、またあるときは勞働手段に、さらにあるときは勞働對象に、さらにまたあるときはそれらを結合する勞働組織において現象化するのである。まさにかような、技術的本質の現象的展開にかかわる史的過程こそ、技術史の對象にほかならないであろう。(田中吉六「技術論と認識論」『理論・季刊第七號』(昭和二十三年)九五頁以下參照)

一 ゲーツヘルシャフトの生産構造

ここでとりあつかおうとする東ドイツの農業社會は、かつて十二、三世紀における「東方植民」Ostkolonisationの地として、はじめ西ドイツ本國の農奴制を揚棄したより、自由な社會として建設されながら、やがて商品經濟の浸透にともなう十五、六世紀の領主制危機をつうじて、逆に封建反動が強化され、ふたたび勞働地代への地代形態の逆轉を軸とする「第二の農奴制」すなわちいわゆる「グーツヘルシャフト」Gutsherrschaftの構成を完了したものである。

「プロシヤ型」進化の基礎過程

プロシヤ農業の近代的進化過程は、ほかならぬこのグーツヘルシャフトの變革に出發し、同時にここにいわゆる「農民解放」Bauernbefreiungも、かかるグーツヘルシャフトの生産關係Ⅱ階級關係をしめす「グーツヘル・農民關係」Gutserrlich-Bauerliche Verhältnisからの脱化をいうものにほかならない。とすればここでの考察は、まずもつてグーツヘルシャフトの生産構造、とくにその生産技術的な基礎についての分析からはじめなければならないであろう。

1 領主直營地と農民地

本來グーツヘルシャフトは、封建的農業生産様式の古典的な基礎構造に立脚するところの、典型的な領主的收取體制である。すなわちこれは、まず基本的に領主本領直營地Sallandと農民保有地Bauernbesitzとの二者對立的性格をふくむ統一體であつて、そこに經濟外的強制による勞働地代の收取が實現される。そこでは本領直營地は、かかる勞働地代實現のための客體的對象であり、農民保有地は、かかる勞働地代の再生産確保のための主體的條件にほかならない。そして現實の農民の勞働は、領主直營地における領主のための勞働と、農民保有地における自己の直接的生活資料ならびに再生産のための勞働との、時間的にも空間的にも明確に區分される兩部分として實在する。かような「剩餘勞働」と「必要勞働」との客觀的に明確な分離が、右の古典的收取體制の特徵的な標識として指摘されうるであらう。
(註一)

およそ以上のような領主制經濟の機構にたいして、その基礎をなす農業生産の技術的様式は、本來村落共同體に立脚し、開放地制度・混在地制度 *Gemeingelage*、耕地強制 *Flurzwang* などの特徴的な技術形態をとまなうところのいわゆる三圃制度 *Dreifelder-system* にはかならない。

こゝで、以下の所論を理解しやすくするために、一般的なことながら、三圃制度の概要をのべておく必要があるようにおもふ。

三圃制度は、土地の私的保有にもとづく穀物耕作と、土地共有による牧畜との結合した生産方式で、その穀物耕作がいわゆる三圃式農法によつておこなわれる。それは共同體村落制度に對應し、その共同體的規制と三圃式農法との相互規定關係が、三圃制度の特質的な内容をなす。共同體村落は特徴的な聚落形態をとるが、ことに組織的に創設された東ドイツの農民村ではそれが典型的である。部落の中央には細ながい村芝生 *Dorflanger* があり、その兩側にまがきでかこまれた長方形の屋敷地 *Hausstatt* がならぶ。そのなかには家屋・納屋などがたち、自家用の種々の作物をつくる園圃 *Garten* や家畜の園込場などがある。

部落の外側には耕作地 *Feldmark* があり、それは三圃式にもとづいて三つの耕區 *Fluren* od. *Zeilen* に區分され、夏穀地 *Sommerfeld*、冬穀地 *Winterfeld*、休閑地 *Brachfeld* として循環的に利用される。夏穀地は春に播種されて（大麥・燕麥

など）八、九月に收穫され、冬穀地は秋に播種されて（小麥、ライ麥など）六、七月に收穫される。休閑地は地力恢復にあてられ、また雜草除去のための耕耘がおこなわれる。これらの耕區はさらに地形や豐度に應じた種々の割地 *Gewanne* に分割され、そのなかに村民の個々の畑 *Ackerlöse* が犁耕に便な短冊形的地條 *Streifen* をなしている。村民は各割地にいくつかの地條を分散的に保有し、それは他の村民の地條と開放的に隣りあっている。いわゆる開放地制度、混在地制度がこれである。

すべて土地は、耕地としては私的に保有されるが、牧場としては共有であるから、刈跡地や休閑地は草がはえると牧場として共同利用されなければならない。そのため村民が自分分勝手手に耕作することはゆるされず、みながおなじものをおなじ方法で耕作することが必要になり、そこに共同體の統制がおこなわれる。これが放牧強制と耕作強制とをふくむいわゆる耕地強制である。

耕地の外側は本來の共有地 *Allmende*、*p.* 牧野・森林などがふくまれる。共有地は村民の權利にしたがつて、放牧・採草・伐木など各種用益に共同利用される。そして、かような諸權利を有する共同體員のみが農民 *Bauer* とよばれたのである。

かような三圃制度を基底として、その上に構成される封建的農業生産構造は、直接生産者たる農民のよこの關係を制約する共同體的強制と、たての關係を人身的に束縛する領主制的強制との、二重の「強制」*Zwang* によつてもつとも堅固に保持されようと

するのである。

したがつて、グーツヘルシャフトの基本構造は、第一次的にはほとんどまったく古典的莊園制度 *Klassische Villen-od. Villikationsverfassung* のそれと共通しているといえる。しかし前者が、後者の解體過程から派生せられたものであるからには、それが何らかの第二次的な構造的特質をもつべきは當然である。かかるものとして、われわれはその兩者の間に次のような相違點をみいだす。すなわち、古莊園制では、農民地と混在状態をして共通の三圃制度のもとにおかれた領主本領地が、グーツヘルシャフトにおいては、農民地と完全に分離して統一された區劃をなす領主直營地として設定されたという點、これである。

それは、東ドイツの開拓が、最初はドイツ騎士國および騎兵勤務 *Reiterdienst* に服する騎士 *Ritter* たちのみですすめられたので、そこにまず騎士領 *Rittergut* での領主の（はじめはプロシヤ隸民、のちには雇傭したドイツ人の下僕 *Geinde* の勞働力による）自己經營が先行し、農民はややおくれてその領域に計畫的に創設された農民村 *Bauerndorf* に移住してきたという、植民の特殊な経過から出發しているとおもわれる。それゆゑ東部では、西部と異つて、一つの農民村はただ一人の支配者にのみ歸屬せしめられ、したがつてまた、そこには西ドイツ本國の莊園制におけるような領主本領地と農民地との混在状態は、當然生じえなかつたということである。まさにかような領主直營地の農民地からの劃然たる分離、その統一區劃としての設定が、グーツヘルシャフ

トを二次的に古莊園的形態から區別するところの明確な構造的特質にはかならないであらう。

かようにして東ドイツに創設された農民村は、もとより典型的な共同體村落をなし、そこでの耕作も舊來の三圃制度の規制によつて技術的に制約され、その生産力の發展はおのずから制限されざるをえなかつたものであるが、それについて、すでに當初から共同體の外側に獨自の統一區劃を形成した領主直營地は、まず領主の居城をはじめとして、混在地ならざる集團化された耕地を中心に、もともとその手に留保された森林地、ならびにやがて領主の持分が分割區分されるにいたつた牧野などをふくみ、そこで共同體的な技術の制約からはまつたく自由に、その生産力をためてゆく可能性を獲得している。しかもその農場の廣さはもとより、これと有機的にむすびつく森林・牧野などの領主專用の擴大といったような、もろもろの條件がその生産力の發展をささえ、それがまた、ますます領主的支配を強化する物質的基礎になつたものとおもわれる。

ところで、すでにドイツ本國における古莊園制度の崩壞過程が、商品流通・貨幣經濟の一定の發達にともなわれていたからには、右のような領主直營地と農民地との分離にみられる東部植民社會の獨特の構成も、當然生産物商品化の一般的條件すなわち市場の存在をその前提としたことはいふまでもない。したがつて、當初いちはやく設定された領主の自己經營はもとより、ひきつづいて創設された農民經營にいたるまでか、あけて穀物取引を中心とす

る商品流通の過程に参加することによつて、それに照應する生産物ないしは貨幣地代の成立が實現されたことが知られている。^(註)

だが、そのような商品經濟の浸透をつうじて、領主直營地と農民地との生産力の差は、前述したような兩者の技術的條件の差異を媒介にいちぢるしくそのシェーレを擴大する。やがて領主直營地の生産力の發展は、それがまえにとりあげたようなより、有力な物的條件をとのえていただけに、しだいに農民經營を壓倒するようになり、ついにはそれを商品流通から遮斷して自己に從屬せしめ、そこで農民を「再版農奴」として強力的に編成することによつて、グーツヘルシャフトの本然的な「再編賦役制」を確立するにいたつたのである。^(註) かような賦役制度の成立、勞働地代の再現については、さらに具體的な條件をあげて次節のべることにしたい。

以上これを要するに、グーツヘルシャフトの領主直營地は、勞働地代實現のための客體的對象であることはいうまでもないが、領主がここで農民の全剩餘勞働を收取して、もつぱら市場のための生産をおこない、そこにいちじるしい商業的農業がいとなまれる點が特徴的である。それにはたいして農民保有地は、その場合の勞働力再生產確保のための主體的條件としてのみ、そこでたんなる必要勞働がくりかえされるにすぎない。つまり東ドイツでは、封建的土地所有者たる領主が、統一され擴大された直營地において「商業的經營」をとらえ、みずから經營者として生産力の發展を把握することによつて、まったく獨自な生産力の擔い手と

してあらわれている點が特質的であり、一方直接生産者たる農民は、かかる領主經營の生産力の發展に從屬せしめられたたんなる勞働力としての存在以上のものではないといえる。かようなグーツヘルシャフト特有の生産關係は階級構成を確定したものが、いわゆる「グーツヘル・農民關係」にほかならないのであろう。

ここにおいてすでにわれわれは、農民自身の商品生産者化の進行——生産力擔當者としての成長を經路とする西歐型・アメリカ型の途に對置された東歐型・「プロシヤ型」の途、すなわちここにいわゆる「ユンカー經營」Junkerbetriebへの必然的な傾斜の基礎をみいだすことができるのである。

註1 高橋幸八郎『近代社會成立史論』(昭和二十四年)三六一三七頁參照。

註2 東ドイツ農民村の典型的な形態については、宇尾野久

『獨逸農政史序論』(昭和十六年)二二一―二八頁參照。

註3 「耕地における勞働は前夜村長Schulze宅で協議せられ、農民達は翌日早朝同時に村を出て、同じ農具を以て耕し、夕方皆手に手を取り合つて村に歸る」。(G. F. Knapp, 高橋幸八郎編著『近代資本主義の成立』(昭和二十五年)一〇八頁より)

註4 植民の經過については、宇尾野、前掲書、五一―一六頁、

林健太郎『獨逸近世史研究』(昭和十八年)二八―三三頁參照。

註5 西部ドイツでは、農民は通例一人の支配者に排他的獨占的に隸屬することなく、異つた種類の領主、すなわち土地の

領主 Grundherr, 體僕領主 Leibherr, 裁判領主 Gerichtsherr がそれぞれ農民にたいして独自の支配権をもつていた。そしてこれら支配者相互間の抗争は、農民にとつて有利に作用したといわれる。これにたいして東部では「土地所有權裁判領主權、世襲領主權の一手における結合」die Vereinigung von Grund-, Gericht- und Erbherrschaft により領主の支配は強大であつた。(高橋、前出「成立」七六—七七頁參照) 註 6 G.F. Knapp は、領主直營地が農民保有地と混在地狀態をなし共同の三圃制度、耕地

第1表 東プロイセンにおける貴族直營地の規模 (1710年代)

規 模 別	フーフェー—6 ヘクタール—100	6—12 100—200	12—30 200—500	30—60 500—1,000	60— 1,000—	合 計
實 數	53	205	207	41	5	511
比 率 %	10.3	40.1	40.5	8.0	0.9	100.0

- (1) H. Plehn, 林『近世史研究』61頁より。
- (2) 東プロイセン管区内の3郡 (Kreis) のみに關する數字。
- (3) 1フーフェー=30モルゲン=約17ヘクタール

強制に關していたとの見解をしめしたが、その後 H. Plehn, G. Aubin の研究はその誤りであることを指摘した。(林、前掲書「二三頁參照。なお林氏のこの論文「グーツヘルシャフト考—東プロイセンに於けるその展開と性格—」では、クナツプによる研究の成果と、それ以後の研究の發展とが對比して紹介されており、從來の業績を總合的にみることができぬ。)

註 7 領主直營地の規模については第1表のような數字があらわれており、十八世紀初頭には一般に一〇フーフェー(約一七〇ヘクタール)内外の規模のものであつたことがわかる。これにたいして、農民保有地の大きさは、二ないし二・五フーフェー(三四ないし四三ヘクタール)が基準で、最大四フーフェー(六八ヘクタール)であつた。(林、前掲書「一一、四二頁參照」)

註 8 十四世紀末における現物ないし貨幣地代については、宇尾野前掲書四〇—四六頁參照。そこに成立していた「純粹型グランドヘルシャフト」reine Grundherrschaft の意味については、松田智雄「エンカー經營の成立と『中間層』農民」〔歴史評論、第三卷第一號〕昭和二十三年「三六—三七頁參照。

註 9 「農民の經濟における交換 exchange の發展は、貨幣地代 money rent の發展に導いた。これに反して領主の經濟における交換の發展は賦役〔「労働地代」Labour services の増大を喚び起す。〕(E.A. Kosminsky, 高橋、前出「成立」二二頁より)

註10 「グーツヘルシャフトの「直營農場」大經營は……」市場のための生産」(R. Ketschke)であつたが、しかも、この生産様式の内部構造において、商品經濟の價值法則は何らの關係をもたない。(松田、前掲論文、二七頁。ゆえに、ここでもちいる「經營」ないしはとくに「農民經營」というような表現は、すべて近代的な概念でそのを意味するものではなく、まったく封建的な範疇に屬し、その前期的な形態を表現しているにすぎない。

2 領主直營地の經營組織

上述のように、グーツヘルシャフトの領主直營地は、獨自の統一區劃を形成し、そこで農民の賦役勞働を主體とした市場のための生産をおこなうことによつて、獨特の商業的經營をいとなんだのであるが、ここでさらに立入つてかかる領主經營 Gutswirtschaftの具體的な生産の方法、その經營の組織について考察しよう。

ここにいわゆる領主經營は、前節にのべたような共同體外側における直營地の獨自の三圃式農業體制にもとずき、直營農場での穀物生産を中心に、森林伐採あるいは牧畜經營などをふくむところの商業的經營を意味するが、ここではまず、領主經營におけるもつとも基本的な商品生産とかんがえられる穀物生産を中心としながらみてゆくことにする。

元來「ドイツ騎士團國家」の創立は、西部および北部ヨーロッパ

においてパン穀物にたいする規則正しい消化能力ある市場が形成されはじめた時期にあたつていた」といわれ、フランドルおよびイングランド市場への輸出穀物の生産が、領主經營における商業的農業の發展の中核をなしているとみられる。そしてかような領主の商業的穀物生産の發展こそは、東ドイツの相對的な勞働力の稀少その他の諸條件のもとで、その經營に必要な強制勞働を調達するため、農民の賦役負擔のいちじるしい増加、ならびにそれをめぐる封建的束縛の強化をもたらすもつとも直接的な契機となつたものであるといえよう。

けだし穀物は、貯藏性大で運搬もしやすいから輸出商品としてすぐれているというばかりでなく、とくにその耕作は投下勞働が比較的少なくてすみ、より粗放な栽培によつても收益をあげるるので、勞働力が相對的に不足かつ土地にお餘裕のある東ドイツの場合は、穀物生産はより合理的な經營の方式であつたといえるが、それは同時に、その國外市場への依存性を媒介として、一そう粗放な經營の方法による生産經費の節減を必要ならしめたという點で、そこでの賦役制度の復活強化をうながすうえにあらずつて力があつたとおもわれる。

ことにそれは、東ドイツの自然條件のもとのより、低い農業生産性によつて促進されたものである。すなわち當時の支配的な耕作方法であつた三圃式農法では、耕地の三分の二に穀物を栽培するので、農業勞働が收穫期をピークとする夏季に集中されるが、農期間をより短くするような東ドイツの自然條件は、かかる勞働

力需要の季節的繁閑の差を一そうはなはだしからしめ、労働力調達上の季節的調整をいちじるしく困難にしたからにはかならない。それについては、A. Skalweit の次のような二三の敘述を引用しよう。

「大領主經營が存在しているかぎり、それによつて労働力の調達はもつとも重要な課題であつた。というのは經營の収益性は労働力の調達をいかに解決するにかかつていたから、農業労働は一年のうち一部分しか使用されなかつた。そして相當の労働力を一年中扶養することを餘儀なくされることなしに、いかにして相當の労働力を調達するかということはもつとも古くからの問題であつて、常にその手段をさがしとめなければならなかつた。そして農業大經營が存続したかぎりまた労働者問題が存在した。」「(東プロイセンでは)四月半ば以前においては春耕を開始することができず、メーメルやマズレーンのごとき悪い状態のところでは、春耕の開始は實に五月にまで遷延させられる。冬の濕氣の退散がおそく、そしてそれに續いてたちまち乾燥した高暑氣がはじまるので、春耕の瞬間が細心に適合させられなければならない。ついで農業労働がすみやかにそれに續く。八月に夏穀が實ると、またすぐさま冬穀の播種が開始されなければならない。というのは霜が早くはじまり、そして若芽はきびしい冬にたえねばならず、それはあまり遅く大地に播かれてはならないからである(第2表参照)。それによつて農業労働にとつては四ヶ月半ないし五ヶ月が自由になるだけである。」

「プロシヤ型」進化的基礎過程

「だからして不利な労働の配置は、暖い地方で同じ労働が必要とするよりも一時的により大なる労働力の調達をしなければならなかつた。したがつて經營費は高くなつた。Haxthausen は次のごとく假定している。」「(東プロイセンでは)經營用具と勞賃とにシュレージエンあるいはザクセンにおけるよりも三分の一だけ餘計に支出せねばならなかつた」と。この大なる經營費支出にもかかわらず、最上の農業においてさえも、收穫高は質的にも量的にも中部ドイツよりも少かつた。このことからまた東プロイセンにおいては、賦役制度が廣汎に形成された理由があらかとなる。同時にまた役畜をも提供するところの賦役農民は考えうるもつとも合理的な労働力であつた。ほとんど一年の半分を扶養せねばならず、し

第2表 氣候の比較表

攝氏6度以上の日數	ケーニツヒスベルク	ベルリン	ケルン
1	0	1.44	4.91
2	0	2.15	60.9
3	1.12	6.50	11.25
4	10.06	19.69	23.56
5	25.44	29.44	30.06
終霜期	4月28日	4月17日	4月10日
初霜期	10月21日	11月3日	11月12日
無霜期間	177日	200日	216日

(1) A. Skalweit, 高橋『近代資本主義の成立』

130頁より。

(2) ケーニツヒスベルク……東プロイセン州、
ベルリン……ブランデンブルグ州、
ケルン……ライン州。

かもその期間はたらかさないゲジндеによつて、賦役農民をおきかえることは、經營費を相當にたかめ、しかもそれに應じた收穫の増大はえられなかつたのである。」

およそ以上によつて、當時の經營方式ならびに農業技術の發達水準のもとでは、ただ農民の賦役勞働の調達のみが、領主經營にとつてもつとも適合的な勞働力確保の途であつたことが、ほぼあきらかになつたであらうが、これを制度的に確定したものが、賦役 Frohndienst, 土地緊縛 Schollenbindung or. Schollen-gebundenheit, 世襲隷屬制 Erbhunterlichkeitなどをその内容とするところの、いわゆる「グーツヘル・農民關係」にほかならない。

この勞働制度では、十八世紀のはじめにおいて一般に、農民はその領主にたいして週四―六日におよぶ「不確定な賦役勞働」^(註5) ungemessene Frohndienstを提供せねばならなかつた。この賦役は、ふつう役畜賦役 Spandienstとよばれる農民の保有役畜による賦役が主體であり、その給付能力がないものは手による賦役 Handdienstをおこなうのである。なおそのほか随時に、建築・築城・森林賦役 Bau-, Burg- und Frosdienstなどが課せられてゐる。

右にみられるような、およそ一週四―六日におよぶ強度の勞働地代は、全剩餘勞働、いなその「必要部分」にまでくいこみ、直接生産者たる農民の商品生産者としての獨立化をさまたげたことはいうまでもないが、それはたんに農民の上向的發展を阻止した

というにとどまらず、むしろ強力に農民の下降的分解を促進したものとわなければならない。しかもそれこそが領主の商業にたいしては、最大の商品量を供給する途にほかならなかつたのである。

第3表 東プロイセン州における農業人口の構成(1701年)

	農 民			農業勞働者及びゲジデ
	賃租農民	賦役農民	計	
王 領	5,730	42,205	47,935	25,779
貴 族 領	2,607	12,223	14,830	30,701
計	8,337	54,428	62,765	56,480

H. Plehn, 林『近世史研究』59頁より

そしてこのような賦役制度が、東プロイセンの王領地では十八世紀の三十年代まで、貴族領では六十年代にいたるまで、大多數の經營における勞働制度の主體をなしていたといわれる^(註6)。もとより賦役農民とならんで、ゲルトナー Gärten, ゲジデ Gesinde, インストロイテ Instleuteなどの各種の農業勞働者が、多數領主經營に勞働を提供していたことも知られてゐるが(第3表参照)、すくなくとも當時にいたるまでは、これらの存在は賦役制度の補足的な役割をこえるものではなかつたといつてよいであらう^(註7)。

領主經營が一般に右のような賦役制度にもとづいていたということから、それに對應する獨特な生産手段の保有様式として、い

わゆる「農民的附加物」*Bäuerliche Besatz*の制度がきわめて適切な意味をもっている。すなわちこれは、もともと賦役が土地保有者の人格と關係なく、農民地そのものを基礎とする不變的な土地負擔として義務づけられているので、その保有の變更その他の事故の際にあたつても、賦役勞働の給付が支障なくおこなわれるようにするため、領主が農民にたいして、直營地での賦役に必要な役畜農具などの生産手段はいうまでもなく、さらにそれ以上のものを、農民自身の經營の手段までもふくめて附加してやるということである。そしてかかる農民的附加物は、大たい次のようなものから成つていた。^(註1)

- A、附加物家畜 *Besatzvieh* フーフエ當り二頭の馬、一頭の牡牛、一頭の牝牛、二頭づつの羊と豚、二羽づつの鷺鳥と雞。
- B、農家用器具 *Hofwehr* 犁、耙、馬車、槌、大鎌、熊手、連枷、馬具類、鋤、鋸、斧、料理道具一式、食器、下男のベツト等。
- C、播種用穀物およびパン用穀物 *Saat-und Broitgetreide* 播種用穀物はフーフエ當り約一〇—二〇シエツフル、パン用穀物は必要に應じて。

これらの生産手段を「附加物」として農民に賦與することは、領主がみづからの商業的經營における勞働を確保するとともに、さらにその勞働力の再生産を保證するためにほかならないが、これを農民の側からみれば、かれらはこれによつて領主に勞働を提供するかわりに、自己の生計を確立する手段をあたえられること

「プロシヤ型」進化の基礎過程

になるのである。グーツヘル・農民間の獨特な相互依存關係は、かような附加物制度においてもつともいかなくしめられている。K. Böhméが、グーツヘル・農民關係をさして「家父長制的勞働制度」*paternalistische Arbeitsverfassung*とよんでいるというのも、かかる一面をとらえているものであろう。ともあれ領主經營においては、右のようなかたちで「市場のための生産」に「自然經濟」が不可分にむすびついており、この兩者の相對立する要素を統一的にふくむものが、いわゆるグーツウィルトシャフトにほかならなかつたといふことができる。

最後に、領主の森林經營および牧畜經營について簡単にふれておこう。まず森林經營についていえば、開拓にともなつた森林生産は、はじめほとんど無限といつてよい木材を供給したのであるが、それは役に組まれてダンチヒ等の市場に流送され、穀物などの商品もその積荷として運搬されたものであることが知られている。^(註2) かように東ドイツを蔽う河川網は、森林經營の發展には必須の條件となつたものであるが、それは同時に穀物取引その他の商業にとつても重要不可欠の輸送條件をなしたものにほかならない。^(註3)

かような輸送の好條件にくわえて、森林經營はほとんど資本を要せず、木材伐採と運搬との單純な勞働がすべてで、農民の賦役を調達すればこと足りたから、ひじょうに有利にいとまされたのである。だがそれはとりもなおさず、農民の賦役負擔を加重するものにほかならなかつた。十五世紀における「賦役のもの」とも壓

迫的な増大は、騎士團の農業よりはむしろ森林の利用と關連して進んだといわれるのも、まさにかような事情をしめすものにほかならない。

領主の牧畜經營は、一般に家畜生産物の市場が成立していなかったというところで、はじめはまったく限られたものとどまつていたが、ことに角税および蹄税というような家畜税の重課が、家畜所有をはなはだ不利にしたので、家畜のおおくは「附加物」として農民の保有に轉嫁されていたことが知られている。しかしやがて、まず羊毛が商品化するにおよんで、粗放におこなわれうる大牧羊經營が、ことに北部の適地において十七世紀から十八世紀をつうじて大發展をとげ、その他の畜産も、市場形成にあいともなつてひき續き發達をみるのである。

註1 宇尾野、前掲書五二頁。騎士團國からの穀物輸出の發展については、同上書五二―六一頁参照。

註2 日下藤吾『唯物史觀歐洲經濟史』（一九五〇年）三六頁参照。ここではボヘミアの場合についてのべられているが、ドイツについても事情は同様であらう。

註3 直接引用は、高橋、前出『成立』一二七―一二八、一三〇頁より。

註4 農民の土地への緊縛および領主への人身的隸屬の制度化は、まず一三九〇年のある村における、農民は代人をおくことなしに土地から退去しえぬという規定の出現にはじまる。

一四一〇年以後にはそれが一般國法によつて全國的に強制さ

れ、農民は自分のためだけでなく領主のためにも土地を耕す義務があるという原則が確立された。十六世紀にいたつて、農民戦争にたいする領主的反動をしめす一五二六年の土地法 *Landesordnung* は、農民男子の全面的な土地緊縛を規定し、代人による退去の可能性すら奪つた。それが一五七七年の法令で女子にまでおよびされ、同時に下僕奉仕 *Gesinde-dienst* が強制的なものにさだめられた。十七世紀の諸立法もこの方向を強化し、農民の隸屬性 *Intendenz* を確定したものにほかならない。（林、前掲書、四五―四八頁参照）。グーッヘル・農民關係の具體的な内容については、林、同上書、一三―一八頁にクナップの研究が要約されている。

註5 「かくして農民の平均的徭役日は……十七世紀の中葉から十八世紀にかけて瑞典領ボメラニアでは農民は一週五日、毎日四頭の馬と二人の人間を使用して領主自作地の耕作に従事すべく、その他の地方でも一年を通じて毎週三日、農繁期には全週日とか、或はブランドンブルグの一部に於けるが如く毎週六日と云うような、殆んど生活に耐えざるに等しい負擔を負わしめられるに至つたのである。」（戒能通孝『法律社會學の諸問題』（昭和二十三年）三〇八頁）

註6 林、前掲書、一三―一四頁参照。

註7 林、同前書、五七―五八頁の *de Stein* の記述を参照。なお高橋、前出『成立』一四六頁には、おなじくシュタインの見解を整理したものとして次の數字をあげている。すなわ

ち十八世紀の初頭における私領地については、

自己の勞働力と役畜をもつて經營されるものの面積 九・九%

農民の賦役のみをもつて經營されるものの面積 八七・八%

自己勞働力の使用と農民賦役の兩者によるものの面積 二・三%

註8 植民時代の領主自己經營が、ゲジンデ・グルトナーなどの勞働力によつておこなわれたことがしられているが（宇尾野、前掲書、四七―五一頁參照）、十八世紀初頭についても「不自由農民の賦役が決して東プロイセンの領地經濟の唯一の形式をなすものではなかつた。それはそれとならんで古い時代の自由な賃銀勞働者を保持してゐた」（R. Stein, 林、前掲書、五四頁より）。

しかし、ここにいるところの「農業勞働者」ないしは「賃銀勞働者」も、決して近代的な意味におけるそれではない。かれらは共同體の外廓に若干の土地を保有し、いわゆるクライン・ロイト・kleine Leuteの層をなすもので、やはり Untertänigkeitの下にあるものが多かつた。（林、同上書、五九―六〇頁參照）。これら農業勞働者の種類とその内容については、林、同上書、九二―九五頁のべられている。

註9 もちろん當時にあつては、貨幣支出を要する農業勞働者は一般に賦役農民より不經濟とみなされており、自由な勞働力を使うのは「Untertan がないためやむをえず」使うので

「プロシヤ型」進化の基礎過程

あつて、Untertanのない領地はそれのあるものよりも地價の低いのが一般であつたといわれる。（林、同前書、八一―八二頁參照）。しかし、領地が小さく農民地のないものは、これらの勞働力に依存せざるをえなかつた。かような小領地の勞働制度については、宇尾野、前掲書二九三―二九五頁をみよ。

註10 「農民的附加物」制度については、宇尾野、同前書二二七―二四一頁參照。

註11 高橋、前出『成立』一二九頁參照。

註12 宇尾野、前掲書、五六、六〇頁參照。

註13 R. Mayer, 『獨逸近世經濟史』西井克己譯（昭和十八年）一六三頁參照。

註14 宇尾野、前掲書、七五頁。かような騎士團の森林經營では、木材とならんで副產物たる灰やタールの取引がおこなわれたこともべられている。

註15 宇尾野、同前書、二八七―二八八頁參照。

ニ グーツウィルトシャフトの發展と變革

グーツヘルシャフトが、領主直營地と農民地との二者對立的性格をふくむ統一體として構成され、そこにおこなわれるグーツウィルトシャフトが、領主の商品經濟と農民の自然經濟との相對立する要素を統一的に内包するものとして成立していることは、まづ前章にあきらかにしたところである。だが、かかる對立物の統

一體は必然的にその内部に矛盾をはらむ。それは、もとより發展する生産力と生産關係との相互浸透性のあらわれにほかならない。かかるものとしてのグーツウィルトシャフトの内部矛盾は、その發展とともにグーツウィルトシャフトそれ自體を變質せしめつつ、やがてはついに決定的な變革をもたらさずにはおかなかつたところのものである。すなわち、領主經營の商品生産は、十八世紀における西歐市場のめざましい擴大にともない、いちじるしい生産力の發展をしめすのであるが、それが本來自然經濟に基礎をおく封建的農業生産様式との矛盾をはげしくすることによつて、急速に舊い生産體制を崩壞にみちびき、そこに新たな生産様式の確立を招來するにいたるのである。本章では、かようなグーツウィルシャフトの發展と變革の過程をその考察の對象としたい。

1 領主經營の農民收奪

領主經營の穀物生産は、十八世紀をつうじてイギリスの食糧需要が飛躍的に増大したため、さらにめざましい發展をとげるのであるが、この輸出貿易の隆盛と領主經營の繁榮^(註)が、ほかならぬ農民賦役の負擔強化を意味したことはない。そして、かような加重する賦役勞働にささえられた商業的穀物耕作のいちじるしい發展が、より、自然經濟的な經營技術である三圃式農法のもとでは、やがてはげしい地力の消耗を結果したことは當然である。ようやく既肥の施用もこころみられるが、家畜飼養の粗放さはい

まだ充分の既肥を供給しえず、地力の維持増進はまことに困難であつた。そこで市場の欲求に對應する生産量増加の經營的要求は、けつきよく耕作面積の外延的な擴大によつて解決されるほかはなかつたということになる。

かような領主農場の擴張は、はじめは戰亂などで荒廢した無主の農民地の併合という形でおこなわれたが、やがてしだいに現存する農民保有地の取上げという收奪形式をとらざるをえなくなつていつた。十八世紀において顯著ないわゆる「農民追立て」^(註) *Bauernlegen* の激化は、かかる領主經營の農民地蠶食をいみずるものにほかならない。まさしくこれは、農業生産力の低位性と停滯性との必然的な現象形態であつたといえる。

また、領主經營におけるかような耕作面積の擴大は、當然に増大する賦役勞働の要求をもたらした。ことにそこの勞働力の相對的な不足という條件^(註)が、もつばら農民にたいする賦役量の増加、勞働強化の方向をとらしめたのである。全剩餘勞働の收取にとどまらず、必要部分にまではげしくいこむほどの賦役負擔の過重は、當然農民經營の縮小再生産を惹起せずにはおかない。農民生活は窮乏してやまず、農民勞働力はたえがたいまでに消磨してゆく。そして、かような勞働地代再生産の縮小條件は、農民の給付する賦役勞働の質をはげしく低下させ、それがまたはねかえつて賦役強化の條件となつたが、もはや農民賦役は、それが加重されればされるだけ、ますます劣惡化の一途をたどるよりほかはなかつたのである。

一方、領主の森林經營や牧畜經營も、農民を收奪することなしに發展しえなかつた。すなわち、領主經營の森林生産と牧畜とは、共同體の森林・牧野を專用することによつて發展したのである。

領主はおおくの共有地を獨占封鎖して、農民の共同權利であつた利益を排除ないしは制限し、しばしば現金または現物の利用料を徴收した。^(註) いわく伐木料・草刈料・放牧料等々である。共同體農民經濟の一支柱をなす共有地利益の制限ないし喪失は、農民生活のたえがたい重壓を意味したことはいうまでもない。

ことに羊毛市場の成長にともなう大牧羊經營の發展は、共有地のみならず農民地すらをも併合して牧羊場に變じた。またおおくの領主たちは、農民の休閒耕地にまで自分の羊を放飼する權利を強要してゐた。

かような壓迫から、農民經營は當然縮小せざるをえない。^(註) 家畜の放牧が制限されて家畜飼養は減退し、地力は枯渇しても施肥はのぞみえなかつた。それに何よりももう、保有地耕作の必要勞働時間にくいこむ賦役の過重は、農民の勞働力を限度以上に酷使し、かれらの生活を動物的水準にまでおとしげることによつて、あらゆる生産意欲をまつたくマヒさせてしまつたのである。^(註) また「地力の枯渇はたんなる自然現象ではなくて封建的な苛斂誅求による農民生産者の經濟的窮乏と勞働力の消磨がもたらした社會的結果であつた」といえる。

かようにして、ますます肥大するグーツウィルトンシャフトの全重量のもとに、封建的農民生活の基礎たる村落共同體々制は崩壊

し、農民地の生産力もまたまつたく破滅にひんするにいたつた。もはや農民經營の崩落はおしどめがたく、賦役勞働給付の主體的條件はうしなわれてゆくばかりである。^(註) それはもとより、グーツヘルンシャフトの全構造的な危機をしめすものにほかならない。

かかる構造的危機は、グーツヘルン・農民關係にいかにか作用したか。農民たちは、領主の言葉によれば陰險で怠惰になり、「鞭打ち」は絶體必要」といわれたが、むしろそれは、苛酷な領主にたいする消極的ながら精一杯の反抗をしめしたものであらう。これに憤慨した領主たちは、好ましからぬ農民をしきりに追放した。いわゆる「パウエルンレーゲン」の理由の一半はここにも存在している。かかる「農民追放」は、怠惰で不都合な農民にたいするみせしめとしてなされたが、それは同時に領主經營擴張のための農民地取上げの手段でもあり、しかもそれはまた、土地をうしなつていやがおうでも賃銀をかせぐために、そこで働かなければならぬ農業勞働者をつくりだす作用をもはたしたのである。例えば「パウエルンレーゲン」は、領主經營による農民收奪の集中的な表現であり、同時にまた、グーツヘルン・農民關係の解體の端緒をしめすものにほかならなかつたといふことができる。

それはともあれ、農民賦役の劣惡化にともなうその非生産性は、當時の領主經營における生産力向上のつよい欲求に相反し、ことにより、集約化せよとする農業技術の方向とはあいれぬものであることが、もはや明白であつた。^(註) ここにおいて農業生産力をたかめるためには、舊來の不自由な勞働力から、より自由な勞働

力を新たに作り出すことが必要になつたのである。かくして賦役農民の農業労働者への轉化が必然的な過程となつてあらわれ

第4表 東プロイセン州における農業人口の變化

	1750年		1802年	
ケルマー、フライエ、他	10,402	100.0	15,322	147.3
農民、半農民、他	31,062	100.0	43,252	139.2
コゼーテン、ゲルトナー、他	9,471	100.0	15,194	160.4
インストロイテ、アインリーガー、他	23,267	100.0	55,140	237.0
下僕、小使、従僕等	27,380	100.0	39,541	144.4
若い衆（ディーンストコンゲン）	16,752	100.0	24,268	144.9
下女、その他	31,732	100.0	44,172	139.2

R. Stein, 宇尾野『農政史序論』296頁より（林『近世史研究』77頁）。

る。すでにして十八世紀をつうじて、賦役農民の減少傾向は一般的であり（第4表と前掲第3表を比較せよ）、これにかわるインストロイテその他の増加は、ことにその世紀の後半においていちじるしい（第4表）。それはもとよりグーツウィルト・シャフトの變質を意味し、「グーツヘル・農民關係」から「ユンカー・インストロイテ關係」への傾斜が、いまや急角度に増加してゆくことをしめす。それは

必然的な展開への階段としてとらえられる。

註1 たえば、シユタインのかかげる次のような穀價の變動表（第5表）をみよ。輸出港ケーニツヒスベルク市の穀價の

ような急速な騰貴は、その輸出貿易の隆盛を、したがつて農業經營者の利益をものがたるものにほかならないであろう。

註2 かような領主直營地の農民地への喰込みが、いかににはなはだしいものであつたかは、クナツプが、兩者の混在狀態が一般的であるかのごとく記述していることによつても推察される。

かかる領主直營地の擴大は、一八〇〇年におけるその規模をしめす第6表を、前掲の第1表と對照してみればあきらかである。（ただし、第1表は東プロイセン區のうちの三つの郡にのみ關するものであり、この表は東プロイセン區とリタウエン區の全部を包含するものであるから、直接に數字の上の比較をおこなうことはできない。）

註3 「労働力の供給の相對的不足または過剩という要因は本因的なものではなくて、商業、市場の發達による農民層の階級分解によつて媒介された要因である」（目下、前掲書、五三頁）。したがつて、ここにいる労働力の相對的不足も、封建制維持のための、領主的強力による農民分解の抑止、すなわち農民の商品流通過程からの遮斷によつて媒介された要因にほかならない。

やがて十九世紀初頭における「農業改革」と「農民解放」との、

註4 楠木重三『獨逸經濟史概説』（昭和二十三年）一三七—一

第5表 ケーニッヒスベルク市の穀價變動表

	1768	1779	1785	1794	1797	1802	1805
小麥	125—165	99—115	127—146	134—213	113—154	222—265	263—303
稗麥	63—84	69—78	72—91	101—185	71—90	140—171	150—294
大麥	51—66	48—60	55—71	76—168	50—62	104—122	120—157
燕麥	36—42	33—40	40—52	55—107	39—48	65—69	83—118
灰色豌豆	60—84	66—84	75—143	144—178	58—87	126—136	134—178
白豌豆	60—84	57—72	84—112	114—203	—	130—135	134—150

- (1) R. Stein, 高橋『成立』156頁より。
 (2) 價格は1シェツフェル當リグロシエンである。

第6表 東プロイセン州における貴族直營地の規模 (1800年)

規模別	フーフェ —6	7—12	13—30	31—60	61— 120	121— 300	301— 600	601—	計
	ハクター —100	100— 200	200— 500	500— 1,000	1,000— 2,000	2,000— 5,000	5,000— 10,000	10,000—	
東プロイセン	48	115	172	165	95	47	9	4	655
リタウエン	19	17	43	34	22	5	—	1	141
合計	67	132	215	199	117	52	9	5	796
比率%	8.4	16.6	27.0	25.0	14.7	6.5	1.1	0.6	100.0

R. Stein, 林『改革』75頁、『近世史研究』74頁より。

三八頁参照。またその際、古來の用益 *Nutzungen* の制度を、強固な所有概念 *Eigentumsbegriffe* におきかえるべく、ローマ法がたくみに援用されたことがしられている。
 (マイヤー、前掲譯書一五三頁参照)

註5 たえば、高橋、前出『成立』一五四—一五五頁に掲出のブレインの表を参照。それによれば、一七一七年と一七四九年の比較において、一般に農民地はその數においては僅かの、面積においては相當の減少をしめし、さらにいじめるしいことは附加物家畜中の役畜の増加で、それはとりもなおさず賦役の強化を意味するものにほかならない。そして牝牛、羊、豚など主として農民の消費生活に對する補助的意味をもつ附加物家畜はまったく減少してしまつてゐるのである。

註6 およそ當時の農民の生活が次に描かれてゐるようなものであつたからには、かれらがあらゆる生産意欲をうしなつたとしても不思議ではないであらう。

「農夫は今日ではあらゆる存在のうちで最も貧窮なものである。……農夫は牛と等しく無知の状態にある。彼は賦役、使者、狩の勢子、土木工事等々に苦勞する。暑熱に苛まれようと、寒氣に凍えようと、朝から晩まで畑を掘り返えす。夜は畑に伏して野獸をふせぎ、種を荒らされまいとする。喰ひ荒されなかつた残りは、後で苛酷な役人がやつてきて滞つてゐる税金をとり去つてゆく。」(松田智雄「三月前期 [Vormärz] に於ける農業變革」社會經濟史學會編『農民解放の史的

考察——昭和二十四年——二三頁）

註7 日下、前掲書二五頁、かような農民の停滞した生産力と、領主の發展する生産力との開きは、M. Böhme によつて次のようにしめされている。すなわちアングラツプなる農場群 Gitterkomplex によつて、播種量一にたいする收量の比率は、

主農場 Hauptgut 七

分農場群 Vorwerke 五一六

それに所属する農民村落 四

（高橋、前出『成立』一三八—一三九頁参照）

註8 シュタインは一七七八、一七八五年における農民の逃亡をあげており、ペーメは、賦役過重で農民が經營をおこなえなくなつたため、農民地が保有者を數回にわたつて變えた例をしめしている。（高橋、同前書一五五頁参照）

註9 戒能、前掲書三二〇頁。『百姓は牛とおなじだ、違ふは角がないだけだ。』（同上書、三三一頁）

註10 フリードリツヒ二世が發した「農民追放禁止令」にたいする反對理由の一つとして、領主たちはつぎのようにのべている。

「國王は農民に不都合な行爲ある場合にも耕地の承繼者を設けずに土地取上げを爲す途を閉しているが、適當なる代人を見出すことは非常に困難で、事實上之は農民に如何なる都合あるも土地取上げを爲し得ざると同一である。その結果農民に規律を加えることが不可能で、如何なる狼籍をも默認

せねばならなくなるではないか。」（戒能、同前書三〇二頁）

註11 「如何に過酷な監督でも百姓達の本質的な無關心による損害を癒すことは出来なかつた。多くの大火災は莫大な建築費を必要とし、家畜の死亡や小作毎に相變らず農民の經濟的困窮が現われた。賦役は極めて屢々高價なものについた。」（Böhme, 高橋、前出『成立』一五四頁より）。「既にフリードリヒ・ウィルヘルム一世の賦役制限令は農業生産力の向上の意圖から出發したものであつたが、十八世紀後半に於ける技術上の變革は益々賦役勞働を不適當なものたらしめ……

賦役勞働の廢止は農業生産それ自身のための至上命令となつたのであり王の政策はこの時代の必然を代表したのに過ぎないのであつた。」（林、前掲書八二頁）かようにして、いまやその地位を確立しつつあつたプロシヤ絶對王權は、その物質的基礎の強化のため、王領地の生産力を急速に向上させるために賦役負擔の輕減など一連のいわゆる「農民保護」Baueinschutz の政策をとらざるをえなかつたのである。それについては、林、同上書六四—七三頁、高橋、同上書一五七—一六六頁など參。

2 領主經營の技術的變革

擴大する市場の需要にたいして、領主經營における輸出穀物の増産が欲求されたとき、當時の三圃式農法の停滞的な生産力のもとは「農民追立て」をもともなう經營耕地の擴張が必然的にな

つたことは前にのべた。だが、かような穀物生産増進の要求が經營面積の擴大だけで解決されぬことは當然である。土地の有限性からも、または技術的な面からも、經營の擴大が無制限におこなわれうるものではない。げんに經營面積の擴大にともなう賦役負擔の強化は、たえがたい農民勞働力の消磨をもたらし、賦役勞働のはげしい質的低下を結果したことも前にのべた。これでは擴大した經營も急速に荒廢し、かえつて實質的には經費の縮小をまねかぬともいえない。したがつて、ここで擴張された經營が再生産を維持し、あるいはさらに發展しうるためには、何らかの新たなより高度の技術的手段が講ぜられる必要があつたのである。

・その技術は何よりもまず、擴大された經營面積の全般にわたる土地生産力の保持ないしは増進の技術でなければならぬ。そこで施肥の發達がとくに重要さをくわえてくる。すでに施肥の技術はしられているが、家畜飼養の粗放さは充分な厩肥を供給しえなかつた。多量の厩肥が生産されるためには、家畜が冬季以外にもなるべく舍飼されなければならず、そのためにはまず飼料の問題が解決されなければならなかつた。

當時の飼料は粟稗・穀物屑・乾草などだけで、そのとほしい蓄積では、家畜は春先になると大てい飢餓状態におかれることを餘儀なくされたものである。そこで飼料生産を増すために、まず刈草地の利用が集約化され、ついで飼料用根菜の類が少量ながら園圃に栽培されるにいたつたが、しかし飼養をより集約化するためにはどうしてもより廣い耕地で飼料を栽培することが必要であつ

「プロシヤ型」進化の基礎過程

た。かくして從來の休閒地に飼料の栽培がこころみられなければならないつたのである。

右のような厩肥増産の要求とともに、家畜飼養の集約化を要求したより、重要なより直接的な契機は、各種畜産物の市場の成立と發展にほかならない。すでにいちちやく羊毛の商品化はすすんでいたが、その他肉類や酪製品などの市場形成は、都市が中世的なより、自給的な農業都市の性格を脱して、より近代的な都市の形態をとることによつてのみおこなわれたからである。かような都市の發達にとともなう畜産物需要のいちじるしい増大によつて、十八世紀をつうじて畜産物價格は騰貴し、ついに穀物價格を比較的に上まわるにいたつては、領主經營の畜産部門はつよい擴充の刺激をうけざるをえなかつた。畜産における生産力の向上は家畜飼養の集約化を要求し、そして飼料作物の耕地における栽培は、家畜飼養集約化の全面的な基礎である。かくしてそれは、農業經營の全般的な集約化をともなつたのである。

かような飼料作物の休閒地栽培は、三圃式農法變革の重要な第一歩であつた。何よりもそれは耕地に穀物以外のものが作付けられたことである。休閒地の作付利用は當然休閒地放牧の廢止をもたらす。またそれは雜草除去のための休閒地耕耘を不可能にするので、耕耘の一部を休閒地作付の前に、一部を穀物收穫後すぐにおこなふことを餘儀なくさせ、自然に刈跡放牧を廢止せしめた。^(註)したがつて、いわゆる「放牧強制」はその存在意義をうしなわざるをえない。そしてそのことはとりもなおさず、一千年來の三圃

式農業をつよく支配してきたいわゆる「耕地強制」^{フルブルツゲング}の技術的基礎の全面的な喪失をいみしたのである。もとより共同体外側の領主本領地においては、かかる共同体の強制は存在しなかつたであろうが、しかしなお技術形式としては存続していたであらうし、ことに領主經營の擴張による農民地への喰込みは、クナツプをして農民地と領主直營地とが混在地状態^{ゲミングラゲ}をなすのが一般的であつたかのように記述せしめるほどであつたから、そこでは當然「耕地強制」の作用は問題であつた。

そこで、十八世紀をつうじて、領主の耕地を農村共同体の耕地から分離し、あるいはまた森林や放牧地を共同体の共有地から分割區分しようとするいちじるしい努力がおこなわれ、十八世紀末には、領主直營地はほとんど農民地から分離しているのが一般的な状態となるまでにいたるのである。しかしその際、かような領主の自己經營地の一ヶ所への集中が、たんなる交換あるいは分割によつてのみおこなわれたのではなく、農民の耕地や放牧地の侵奪^(註4) Usurpationをともなつていたであらうことはいうまでもない。

それはともあれ、かような休閒地作付による經營方式は、やがて A. Thaer にて「改良三圃式經營」^(註5) verbesserte Dreifelderwirtschaft と名づけられたように、いまだ三圃制度本来の耕地形態をくずすものではなかつたから、比較的容易に移行しうるという點で、一七七〇年以降おおくの農場においてこの方式が導入された。休閒地の全體もしくは大ていの場合にはその一部に作

付がおこなわれ、もちろん主としてクローバー・かぶ・馬鈴薯などの飼料作物が栽培された。そして「飼料作物の栽培は著しい家畜の保持を可能ならしめ、この事は更にその結果として耕地のよりよい施肥と、穀物耕作の著しい増加をもたらした。かくして著しい廣さの荒蕪地が新たに耕作されるにいたつた」といわれる。^(註6)

かように改良三圃式農法の導入が、いちじるしい農業生産力の向上をもたらしたことはないが、それは同時に勞働力の利用についても顯著な變化をもたらすものであつた。すなわち休閒地用作物 Brachfrucht とよばれるもののおおくが、いわゆる耨耕作物であり、中耕あるいは除草などの管理作業を必要としたことから、従來勞働が集中していた穀物收穫期より以前にも勞働力需要が生じ、またこれら作物の收穫のために穀物收穫期の以後にも勞働力が必要されたからである。それによつて勞働力の需要はより平均化されたものになり、より多數の役畜および人間の勞働力が有利に使用されるようになったことは、十八世紀の七〇年代以降におけるインストロイテの急激な増加によつて、うらがき^(註7)されうる。かくして改良三圃式經營は、土地および農業勞働力のより集約的な利用により、農業生産力をいちじるしく向上せしめたのである。^(註8)

しかしながら、よりたかまる市場の欲求とより高度な生産力への要求とは、なお穀物耕作が耕地の三分の二をしめ、それによつて制約されている改良三圃式農法では充分にみたしえぬようになる。より、一そう土地および勞働力の集約的な利用を可能にする

ころのいわゆる輪裁式農法 Fruchtwechselwirtschaft が、必然的に出現するにいたつたゆえんである。つまり改良三圃式は、輪裁式農法成立の前提であり、それへの発展の一段階にはかならなかったといえるであらう。

すでに十八世紀をつうじてイギリスにおいて發達したところの輪裁式農法は、自由な私的土地利用を條件とするゆえに、當然それは開放地制度や混在地制度などの破棄による土地の「圍込み」enclosure をともなつていた。したがつて、著書『英國農業』„Englische Landwirtschaft“ においてこの進歩的農法を紹介し、主著『合理的農業原理』„Grundsätze der rationalen Landwirtschaft“ によつてその合理性を力説したところの Albrecht Thaer が、一八〇九年以降プロシヤ政府の顧問官として、一八二一年の「農業振興勅令」„Edikt zur Beförderung der Landeskultur“ から一八二二年の「共有地分割令」„Gemeinheitsteilungsordnung“ にいたる農業立法に參與し、舊農業制度の廢棄すなわち共有地の分割、混在地の整理統合などによつて、農地の完全に自由な私的利用の基礎をあたるべき努力をなしたことは當然であつたといえよう。まさに十九世紀初頭におけるプロシヤ農業改革の諸立法は、かくして必至のものとなつたのである。

註 1 マイヤー、前掲譯書、一九四頁參照。

註 2 F. Aereboe, 『農業經營學』永友繁雄譯（昭和十九年）

一六三頁參照。

註 3 エレボー、同前書、一六四頁參照。

「プロシヤ型」進化の基礎過程

註 4 高橋、前出『成立』一三五頁參照。かような領主の耕地の分離がおこなわれた後、農地民はふたたび舊來の三圃制度を維持し、放牧地の共同利用を持続したといわれるが、商品流通から遮斷され、自然經濟的な生活をいとなむことを餘儀なくされていた農民には、おそらくそれ以外に途はなかつたであらう。（同上書一三五—一三六頁參照）

註 5 改良三圃式農法については F. F. Goltz, 『獨逸農業史』山岡亮一譯（昭和十三年）二四三—二四七頁に詳細にのべられている。なお、その自然條件から穀草式經營 Feldgerasewirtschaft が有利にゐたなされたシュレスヴィヒ・ホルシュタインあるいはメクレンブルグ地方などでは、當時いわゆる圍い地經營 Koppelwirtschaft が發達し、開場は土壁や生垣をもつて圍まれることによつて、村民の共同放牧から分離され、耕地強制はついに消滅するにいたつた。この穀作地と草地との交替方式は、たとえば、一、冬穀物 二、夏穀物（收穫後にクローバーと禾本科牧草とを混播）三、クローバーと禾本科牧草 四—六、放牧 七、放牧後夏期休閑（秋に冬穀物を播種）というような循環土地利用をおこなう。（エレボー、前掲譯書一七五—一七九頁參照）

註 6 宇尾野、前掲書二九一頁。

なお、經營集約化による家畜飼養の増大、ならびに穀物收量の増加については、第 7 表および第 8 表のような數字がしめされている。

第7表 家畜數の増加

	東プロイセン		リタウエン	
	1775年	1802年	1771年	1802年
馬	148,963	216,057	127,111	163,595
馬牛	29,071		26,087	
仔牝	81,278		64,125	
牝羊	25,988		87,009	
豚	73,204		78,271	
	199,580	304,034	167,264	271,501
	166,587	234,202	126,624	189,138

R. Stein, 高橋『成立』137頁より。

第8表 穀物收量の増加

		播種量1に對する收穫量	
經營方式	三圃式經營	圃い地經營	
年	(1770)	(1806)	
小稈	—	10.0	
麥	4	8.9	
麥	4	6.0	
大燕	3.5	5.6	
豌豆	4	6.0	

K. Böhme, 高橋『成立』136頁より。

三 ユンカー經營の成立

グーツワイルトシャフトにおける商業的農業の發展は、生産力的にその自然經濟的な基礎構造を破壊してやまず、農村共同体の崩壊と、それにともなうグーツヘル・農民關係の解體とは、もはやおしとどめがたい過程として推轉する。もとよりそれはグーツヘルシャフトの全構造的危機にはかならず、すでに農業生産力發展と領主制維持との決定的な矛盾はそこに蔽いがたくあらわである。矛盾は解決され危機はすぐわれねばならない。

ここにおいて、十九世紀初頭における「プロシヤ農業改革」およびその獨自な「農民解放」が、かかる危機のすぐれてプロシヤ的な解決の途として實現するのである。その解決はもとより、東ドイッ植民當初におけるその特質的な社會構成（すなわち農民地と分離して統一區劃をなした領主直營地の設定）を基點とする、

は大きい。地主金融組合の設立により、領主農場の農場價格はいちじるしく騰貴し、はげしい投機の對象となつたことがしられている。そして自己の農場を高く査定されんがために、領主はその經營の改善に努力しなければならなかつたといわれる。地主金融組合については、高橋、同前書一六八—一七四頁を参照。

註9 A. Thaeerの人となりとその業績は、ゴルツ、前掲譯書一—五〇頁に詳しい。

註7 前掲の第4表をみよ。また「學術諸論文においては自由な賃労働者が賦役者の労働給付の二倍否三倍も果しうということは、既にずつと以前から證明されていたが、今後この學説は實踐によつて證明せられた。」(Stein, 高橋、前出『成立』一五三—一五四頁より)

註8 領主農場のかような經營集約化、生産力向上を促進せしめたものとして、地主金融組合 Landtschaft のはたした役割

グーツヘルシャフトの本源的なユンカー經營への傾斜にそつて、生産力的に――すなわち發展する生産力の擔い手としてのグーツヘルの手ですすめられるはかはなかつたのである。かくしてそこに、ユンカー經營の成立過程が獨自の展開をしめしはじめる。

1 農業改革と農民解放

すでにのべてきたように、いまや發展する生産力は、生産關係の變革を、ここでの「改革」を必至ならしめていた。しかし、かような生産力的展開を促進する契機は、他の發展する生産力との對抗關係以外にはない。ゆえにプロシヤ農業改革とその農民解放が、ナポレオン戰爭における「イエナの敗戦」(一八〇六年一〇月)によつて直接的に觸發されたというのも、もとより意味のあることである。それはエンゲルスによれば次のとおりである。

「すなわち自由な、土地を所有しているフランス農民の息子たちを、體僕の、毎日家屋敷から追い出されてゐる賦役農民の息子たちをもつてしては、打ちまかすことが出来ないということ、これである。いまやついにプロシヤ政府は、農民もいはば一個の人間であることを知つた。今やまさに手をつけるべき時であつた。」

かくしてプロシヤ農業改革は、「イエナの敗戦」の一年後、一八〇七年一〇月のいわゆる「農民解放令」によつて開始された。まずそのおこなうところは、世襲隸屬制・土地緊縛の廢棄である。「一八一〇年の聖マルチン祭(二月一日)以降……ただ自由なる

「プロシヤ型」進化の基礎過程

人々のみが存在する」ことが宣言され、農民はともかく人身的束縛からは一應解放された。だが「自由人としてのかれらに土地に關しあるいは特別な契約により課せられるすべての義務は存続する」として、賦役はいぜん廢止されなかつたのである。それに農民の土地保有權の問題についても、そこでは全然ふれられていなかった。

そこで政府は、つぎに一八一一年の通稱「調整令」*Regulierungsdekret*を發布し、土地保有農民にたいして、その三分の一(世襲的な場合)ないし二分の一(非世襲的な場合)を領主に割譲すれば、残りの土地には完全に自由な所有權をあたえ、同時にグーツヘル・農民關係から生ずる相互のもろもろの權利、義務をいさい解消すべきことを約束した。だが、かようにおどろくべく領主に有利な調整さえもが、なお農民賦役に未練をもつところの領主たちによつて大反對され、けつきよく實施をみるにはいたらなかつた。

かような領主の反對意見は、ついに一八一六年の「調整令の布告」における修正宣言となつてあらわれた。つまりそれは、土地所有權授與の對象をごく少部分に限定しようとするものである。役畜を保有する自立經營で、州の土地臺帳に登録されており、かつ一定の基準年度(州により異なるが大たい十八世紀の五、六〇年代前後)以來保有していなければならないという條件が、調整の對象をごく少數の上層農民だけにかぎつてしまつた。それ以下は調整のかぎりではなく、しかもこの布告で「さいの「農民保護」

Bauernschutzを廢止するといふのである。

この布告が、解放＝調整の形態を最終的に決定したものとつてよい。一部に少數の解放農民がつくりだされはしたが、同時に百數十萬の「調整無能力」農民が「さいの保護をうしなつて放りだされたのである」。^(註)かれらはもはや隸農Hutetianではないが、しかしいぜんとして封建の高率の賦役を主要形態とする地代を負擔しなければならず、しかもグーツヘルたちのほしいままな土地取上げにたいしてはまったく無力になつてしまつたのである。そして、これが有名な「シュタイン・ハルデンベルクの改革」がなしたすべてであつたといつてよい。

一八二一年の「共有地分割令」は、一一年の「農業振興勅令」の歸結として、前述のようにテアアの參與によるものであるが、これは農業生産力向上のために舊來の共同體的體制を廢棄し、土地の自由な私的利用の基礎をあたえるもので、もとよりグーツヘル經營の合理化の前提條件であつた。しかし、それも農民一般にとつては共有地用益の喪失をいみするだけで、さらに下向を條件づけるものにしかない。

なお右と同日附で「賦役その他給付の償却に關する訓令」がだされているが、これもはなはだ高い賠償金で各種負擔を買いもどすものであつた。その後の諸法令にいたつては、農民にとつてより不利な性格を帯びこそすれ、有利にするものは何一つとしてなく、ようやく一八四八年の「三月革命」をへて、五〇年の調整令をもつてこの一連の改革立法を終結するのである。

以上のすぐれてグーヘル的な「改革」の當然の結果として、「解放」が大多數農民の轉落を促進するものとなつたことはいふまでもない。いわゆる「解放農民」にしても、ことに貨幣賠償によつた場合は、あたかも不況と遭遇してその支拂にくるしみ、ついに土地を手ばなさざるをえないものが續出した。^(註)すでに土地の讓渡、賣買は自由になつていたのである。ましてや「さいの保護をうしなつた」調整無能力農民の轉落はいふもさらなりであらう。かれらの多數が追いたてられ、その土地の多くがグーツヘル農場に併合された。それは一八五〇年の調整令が以前の制限を全部撤廢したとき、すでにその適用をうけるものがほとんどいなかったほどであつた。

かような調整された自立農民層における分解の進行と、非調整農民層の一般的な轉落とによつて、農民の土地からの分離——勞働力商品化の條件が急速に促進されていつた。かかる條件の進展はとりもなおさず、これらの勞働力を燃焼せしめる巨大なかまとしての擴大された直營農場＝ユンカー經營の發展をうらづけるものにほかならない。かような農場において、おおくの農民たちが、かつて高く買いつたものを、やがてインストロイテとして安く販賣しなければならなかつたのである。かくして「グーツヘル・農民關係」の解體は、いつしか「ユンカー・インストロイテ關係」のあらたな結合へと、なしくずし的に轉化をとげてゆくのである。一方われわれは、プロシヤ農業改革において、徹頭徹尾みごとにつらぬかれた「有償解放」形式の典型をみることができるといふことができる。

ような、みずからに課せられている「合法的な」封建的諸權利を自己に買、いもどす「平和的」方法は、その「不當な」封建的諸負擔を無償で除去したフランス革命の解放形式と、みごとに對置されている。かかる有償解放は、もとよりユンカー經營成立の前提たる資本の本源の蓄積過程にはかならず「プロシヤ型」進化における資本把握の基本形式をしめすものであるといえよう。

およそ以上のように、プロシヤ農業改革とその農民解放は、グーツウィルトンシャフトの生産力の危機にたいするそのグーツヘル的な解決の途として、もつぱらグーツヘル經營における生産力の發展を主軸とした、そのやむをえざる封建的農業生産様式の變革を推進したものであつた。したがつてまたそれは、グーツヘル經營のより近代適應的な生産力把握の途として、自由な土地所有の確立、自由な勞働力の創出、すなわち資本の本源の蓄積を遂行する過程でもあつたといえる。つまりかかる「改革」と「解放」とは、グーツヘル經營の資本主義的經營進化——ユンカー經營への轉化・發展にたいする地均しの役割をはたすものであつたといわなければならぬ。それはもとより、農民的發展の途を最終的におしつづすことなしにはおかなかつたところのものである。

註1 エンゲルス「W・ヴォルフ著『シュレジアの十億』への序文」秦玄龍譯『農業プロレタリアート』（昭和二十三年）一六頁。

註2 林健太郎『プロシヤ農業改革とユンカー經營の發展』社會構成史體系（昭和二十五年）一六一—一九頁參照。以下、農

「プロシヤ型」進化の基礎過程

業改革の諸立法については同書によるところが多い。

註3 農業改革の全過程をつうじて、プロシヤ政府部内では、いわゆる大農主義か小農主義かの農業政策上の論争がつづいたが、ともかくこの「調整令」の發布までは、十八世紀以來プロシヤ絶対王權の農民保護政策をつらぬいてきた小農創出主義の線が、一應前面におしだされていたとみられる。しかし、これがユンカー化しようとするグーツヘルの近代化方式とは決定的に對立するものであつたことはいうまでもない。

ここで調整令がグーツヘルの大反對をうけ、けつきよく實施をみずに、一六年の修正宣言で骨抜きになる過程は、プロシヤ農業改革のグーツヘル的轉回をいみし、いらい改革の主導性はグーツヘルの近代化方式によつてつらぬかれた。それはもとより、既にみてきたところの必然的な傾斜の實現にほかならない。

註4 農民賦役の廢止は、その後の經營に資本投下を必要としたので、あたかもナポレオン戦争による荒廢で打撃をうけていたグーツヘルたちは、はなはだしい資金不足の状態にあり、かような資金を要する「調整」には反對せざるをえなかつたといわれる。なおその點については次節で言及される。

註5 「一八一六年以降の『解放』は『三月革命』までに、五、一五八、八八二モルゲンの土地を所有する、富農七〇、五八二名〔總數の七分の六〕、貧農二八九、六五一一名〔總數の一七%〕を解放したにすぎぬ。ここにデ・ジュレの小農を僅かに

「プロシヤ型」進化の基礎過程

作出するが、殘餘の百數十萬の『調整無能力』農民を放置する。(松田、前掲論文、歴史評論四八頁)

註6 「ここでは賦役とその他の給付とを區別し、後者はいかなる形のものであれ、當事者の一方の意志によつて年々の地代に變化され、然もその二十五年分を支拂つた場合にはそれから解放される。賦役に關しては一八一六年の調整に準じ土地乃至貨幣によつて償却される Spannfähig (役畜賦役の給付能力ある——引用者)の農民の場合是一方の意志で、然らざる場合は双方の同意によつてなされる。償却が年地代によつてなされる場合には二十五年分を支拂うことによつて解放される。」(林、前出『改革』二六頁)

註7 「特に地代によつて調整された場合には、農民は一八一九年より一八二六年にいたる低い穀物價格の時代に支拂に苦しみ没落した。」(Knapp、林、同前書七一頁より)

註8 解放による農民層のいちじるしい分解、ことにはげしい下層への沈澱が、下の二つの表の對比からあきらかになる。

註9 「多數の農民は彼に課せられた任務をはたし得なかつた。……農民達は彼等の農場の同輩であれ、隣接せる土地所有者であれ——後者の場合がよりしばしばあつたが——これらの人々に賣り拂つた。多くの人々は村内で小倉住農夫として小倉を借り、彼等の農場からの収入によつてか、或は時折の賃労働によつて生計をたてんとした。大抵のものはしかし一大農場の所有者あるいは小作者と永續的な契約上の關係に入つ

第9表 農村における階級分化の進行

(A) 1802年の東プロシヤ州における階級構成					
經營グループ	小 經 營	農民經營	中位地の經營	大土地の經營	計
規 模 別	モルゲン —7.5	7.5—120	120—360	360—	
實 数	15,194	58,000	1,800	1,100	76,094
比 率 %	19.9	76.3	2.4	1.4	100.0

R. Stein, 宇尾野『農政史序論』167頁より作成。

(B) 1848年の東エルベ地方における階級構成						
	貧 農	小 農	中 農	富 農	大土地所有者	計
規 模 別	モルゲン — 5	5— 30	30—300	300—600	600—	
比 率 %	25	24	28	11	12	100

W. Sombart, 松田論文『歴史評論』3卷1號、48頁より。

た。彼はそこで農場の日傭取 (Instmann) 或は現物勞賃を受けるもの (Deputatist) としての地位を占めた。」(ゴルト、前掲譯書二〇二頁)

註10 高橋、前出『成立史論』一五三頁参照。

2 ユンカー經營の基礎

グーツヘル經營における生産力の發展が、必然的に輪裁式農法の導入を要求し、また輪裁式經營の成立が、農業改革を必至ならしめたことについてはすでに前にふれている。すなわち、グーツヘル農場における輪裁式農法導入の諸條件の實現過程こそは、前述の農業改革ないしは農民解放の推轉の基礎をなしたものであるということができよう。

まず第一に輪裁式農法は、自由な私的土地利用をその前提とするが、それには共同體的な舊い土地保有様式の破棄を必要とする。農業改革における土地の整理統合、共有地分割ならびに土地の全面的な私的所有の確立にたいする諸法令は、かかる要求に對應しそれを満足せしめた。第二にそれは、より高度に集約化された技術に對應して適時に所要の勞働力を供給しうるような勞働力給源の存在を條件とするが、それは多數のより自由な農業勞働者群の創出を必要とする。農民解放のための領主的・共同體的束縛ならびに保護の廢棄に關する諸立法は、かかる要求に對應して多數のインストロイテを作出した。第三にそれは、新しい經營方法に必要なより多くの勞働力、より能率的な機械、よりすぐれた家

畜などの導入を條件とするが、それには多額の資本を必要とする。有償解放に關する土地分割譲渡、貨幣賠償などの諸規定は、かかる要求に對應して資本調達役をたした。

かようにして、いまやグーツヘルによるグーツヘルのための完全に自由な土地私有の確立、より自由な勞働力の創出、およびこれを購うための資本の調達が、農業改革をつうじて實現され、それらの結果として、輪裁式農法の導入は、ほとんどすべてのグーツヘルの農場において實行されるにいたつた。ことにそれは、穀草式農法 Koppelwirtschaft との結合方式をうみだすことによつて、放牧を加味した全東北ドイツの大農場經營に採用された。

いまや市場の欲求するあらゆる商品作物が、自由に耕地で栽培された。たとえば馬鈴薯・豌豆・菜種・亞麻・煙草等々。飼料ないしは食用であつた馬鈴薯が、酒精原料として火酒釀造に需要されるや急激に栽培を増加し、あるいは甜菜が製糖原料として見いだされることによつて、ひろく栽培されるにいたつた。これらの商業的作物の栽培が、適地適作、専門化、特殊化へと經營の高度化を進歩せしめる契機となつた。

また合理的な作物の組合せによる輪裁式は、土地および勞働力の集約的な利用を可能ならしめ、農業生産力の向上に顯著な役割をはたした。飼料栽培をとまなう家畜飼養の集約化が、厩肥増産により地力増進に寄與したことはいうまでもない。

それらの結果による收量増加の一例は第10表のようにしめされている。

第10表 穀物の収量増加（ウリスベルグ
ホルツ農場の例）

	1734—1784	1815—1824	1839—1859
小麦	8.3	11.6	32.8
ライ麦	11.0	15.9	19.5
大麦	9.7	11.8	18.6
燕麥	5.5	8.2	17.8

(1) T.E.Goltz,『農業史』譯書、289頁より。

(2) 単位はモルゲン當リシュテイグ

(Stige=20束)

農業生産力の向上はまた、改良された農具あるいは農業機械の採用にも依存している。耦耕作物のための深耕犁の改良や、碎土器・鎮壓器・除草器その他の導入がおこなわれ、そのためにより強力な役畜が使用された。のちには打穀機の採用が、農業労働力にも大きな影響をおよぼしたが、それは市場の欲求のたえざる発展に即應するものであつた。

畜産の發展はさらにめざましいものであり、その量的な増加はもとより、その質的な改善にとともなう家畜生産力の向上はひじょうなものであつた。第11・12表の數字はその指標となるであらう。なかでも第11表にあきらかなように、羊の増加はもつともいじらしく、當時の人口増加を上まわるいきおいであつたことがしられてゐる。もとよりそれは、羊毛價格の騰貴による飼羊の有利性をものかたるものにはかならないが、ことに飼羊は比較的粗放に

第11表 家畜頭数の増加率（プロシヤ王國）

	1816	1849
馬	100	127
牛	100	134
羊	100	197
山羊	100	408
豚	100	165
牛頭數換算家畜總數	100	142

T.F.Goltz,『農業史』譯書280頁の表から算出。

第12表 家畜の體重増加（單位ポンド）

	19世紀初頭	1831
牝牛	300	540
牝牛	200	340
犢	24	40
羊	20	30
豚	70	80

T.E.Goltz,『農業史』譯書、294—295頁より。

おこなれるので、大農場においてももつとも有利に經營され、ここに優良なメリノ種を導入することによつてますます多大の收益をあげることができたのである。羊の品種別頭數の變化に關する數字は、その間の事情をしめすであらう（第13表）。

さきに火酒醸造の發達にとともなう馬鈴薯栽培の増加についてふれたが、かような火酒醸造も當時におけるグーッヘルの有利な事業となつてゐた。それは一八〇五——一五年の戰時中における需要増大と、原料を馬鈴薯にもとめるようになったことで、この年代から急激な發展をしめしたが、十九世紀の中葉にいたるまでは、

第13表 羊の品種別頭数の變化

品 種 別	1816	1849
メリノ種羊	719,200	4,452,913
半改良羊	2,367,010	7,942,718
在來種羊	5,174,185	3,901,297
合 計	8,260,395	16,296,928

T.F.Golz,『農業史』譯書、279頁より。

形態はどうであつたか。それはもとより、より自由な農業労働力としてのインストロイテの廣汎な増加によつて特徴づけられる(註1)。(第14表をみよ)。

當時のいわゆるインストロイテは、賃銀の一形式として土地を貸與され、その土地の利用と日雇賃銀との双方で生計をたてていたものであるが、かれらはたんに土地を保有するのみでなく農具も役畜もみずから所有しており、純粹な賃銀労働者とはいえない。しかも、かれらの保有する労働要具——連枷・大鎌あるいは耕畜の一部などは、農場主の所有する農機具との獨自な組合せにおいて、その労働過程を雇傭主と不可分にむすびつけており、その他種々の特殊な労働關係は、なおしばしば賦役的な殘滓をもつ

「プロシヤ型」進化の基礎過程

それが東プロイセンのグーッヘルにとつて最大の収入源であつたといわれる。もとより馬鈴薯・火酒は惡質で、農民や下層階級の心身上におよぼす惡影響については、やがて社會問題にまなつたのである。(註2)

ところで、以上のような輪裁式農法導入にともなうグーッヘル經營の發展に對應する、農業労働力の存在

てかれらも強度に拘束している。(註3)

すなわち「改革」で土地を喪失したところの「調整無能力」農民は、ここにインストロイテとして土地を再分與され、右のような新たな労働關係に把握されているのである。かような生産手段からの未分離狀態におかれ、「契約的に束縛された労働者」としてのインストロイテは、賦役農民から賃銀労働者への過渡的な形態をしめすものにはかならないが、それはもとより生産力の發展とともに、しだいに賃銀労働者の性格をつよめてゆくものであることはいうまでもない。グーッヘル經營の發展にともなつて、しだいにインストロイテの土地は回收され、打穀機の採用はかれらの連枷による仕事を減少せしめた。しかし、かれらのおどろくべく低い賃銀は、しばしば機械の採用をも妨げ、また逆に機械の存在そのものが、かれらの賃銀の上昇をまたげる條件をなすという關係は、なおながくインストロイテの地位を劣惡な狀態に引きとどめておくものであつた。

およそ以上にみたような、輪裁式農法の導入を基底とするグーッヘル經營の發展は、十九世紀前半をつうじて、農業改革と農民解放の推轉にあいともないつつ展開し、しだいにユンカー經營確立の基礎を形成してゆくのであるが、それはもとより市場を媒介として、他の發展する生産力との競争關係により促進されるものにはかならず、グーッヘルのユンカーへの自己轉化、農場經營者Landwirtとしての自己形成も、ちまたで安易な途ではなかつたとおもわれる。

第14表 農村人口の變化 (東プロイセン州)

	1805年			1867年		
	世帯主數	家族を含む數	比率	世帯主數	家族を含む數	比率
領地所有者	1,400	7,000	0.9	3,500	17,000	1.3
農民	58,800	294,000	38.3	65,500	360,000	25.1
公職人	6,000	24,000	3.1	9,400	28,000	2.0
工業労働者	8,000	32,000	4.2	34,400	101,000	7.0
アイゼンシュテーター	8,000	40,000	5.2	30,000	144,000	10.0
農業労働者	55,000	220,000	28.7	140,000	580,000	40.5
ゲジツデ及び傭人	109,500	115,000	15.0	157,200	160,000	11.1
自由業及び無職者	—	36,200	4.6	14,900	42,000	3.0
計	246,700	766,200	100.0	454,900	1,432,000	100.0

(1) R. Stein, 林『改革』109頁より。

- (2) 表註 1. 領地所有者の2.5倍におよぶ増加(ただし比率的には1.5倍の増加)は、土地所有の集中傾向の反面におこなわれた零細土地所有の増加に低かならない。それはいわゆる Parzellierung (大所領の分割)や国内植民 innere Kolonisationによつたものである。
2. 公職者と總稱されたものの中には、農村における牧師、學校教師、山林監督官、領地管理者、その下請人等をふくむ。
3. 工業人口中には漁夫、牧羊者、タール製造者をふくむ。
4. アイゼンシュテーター Eigenkätner と農民(半農民をふくむ)との區別はなかなか困難で、の中にはその區分は、統計的には機械的に所有地の大きさによつてなされるようになったが、その區分の標準も統計によつて異なり、あるいは15モルゲンあるいは5モルゲンにおかれ、小農民的なものと、農業労働者的なものとが混在する。なおアイゼンシュテーターは副業として手工業をいとなみ、生計は比較的に樂であつたといわれる。

まず何よりも、かれらが一番くるしまなければならなかつたのは資本の缺乏である。たとえば、調整令の施行によつてかれらが役畜賦役を廢止した場合、かれらはすぐさま役畜、農具畜舎、労働者住居および賃銀などのために支出をしなければならず、その上割讓^(註三)させて増加した土地の經營にも資本を追加する必要があつたわけである。ところが、一八〇五——一五年のうちつづく戦争で大損害をうけ、それが回復せぬうちに一八二〇年代の深刻な不況がおそつてきたので、かれらの資金難はますますひどくなつていたのである。

したがつて、かれらはかような調整には反對せざるをえず、あるいは實施を遅延せざるをえなかつたのだといわれる。また調整にさいしては、かれらは土地割讓よりも貨幣賠償を欲するようになつたゆえんも、そこに原因していることはいうまでもない。それゆえ、グーツヘル^(註四)のなかにも土地を賣却し、あるいは負債のために土地を競賣に附されたものがおおく、貴族の大土地所有者^(註五)の三分の一は市民によつてとつてかわられたというほどであつた。

かようなグーツヘルたちの窮狀にたいしては、しばしば政府の財政的援助があたえられ、一八二二——二三年の「財力なき貴族の調整費用」や、一八一六年以降と一八二四年以降との二回にわたる「復興」^(註六) Retaissement と稱する大規模な補助金支出などがおこなわれている。これらは負債の償却あるいは經營の改善、またしばしば土地の獲得^(註七)などのためにもちいられた。なかでも飼羊經營が復興のもつとも有利な手段として奨励され、おおくの補

助金がメリノ羊の購入費にあてられたが、それはグーツヘルの飼羊經營のいちじるしい發展をもたらしただけである。こうして一八二〇年代の不況期をきりぬけたグーツヘルが、その間の經驗をつうじて農業經營者としての自己を確立し、一八三〇年代の繁榮期における果實の享受者となつたのである。

かようなグーツヘルの資本主義への適應の途、容易ならざる自己保存の努力が、けつきよくは直接生産者たる農民——インストロイテの上により、壓迫的にしわ寄せされざるをえなかつたのだといつてもよいであらう。それゆえに、賦役労働の廢棄ならびに賃銀労働への形態轉化が、農業生産力發展の必然的な方向としてすすめられながら、なおそれは緩慢に、未練がましく、農民に苦痛をおしつけつつ實現されなければならなかつたし、またそこに作出されたインストロイテのごときも、生産手段との分離が完全ではなく、その労働關係には多分の賦役的殘滓^(註八)がのこされて、なおながく農奴的狀態を脱出することができなかつたのである。

一般に「プロシヤ型の途」が「後向きの進化」とよばれるのも、まさに右の事情をしめすものにほかならない。それゆえ、ユンカーがユンカーとしてその資本家的經營を確立するにいたつたのはドイツの工業的發展がようやく東ドイツの農村から労働力を吸引しはじめ、その舊社會關係を全面的に破壊しおわつた十九世紀中葉以降、すなわちかの「三月革命」以後のことに屬するのである。

註1 輪裁式ならびにそれと穀草式との結合方式の發達、普及については、ゴルツ前掲譯書、二四八—二六六頁に詳細にのべられている。

註2 火酒醸造については、ゴルツ同前書、二八二—二八三頁、甜菜製糖については、同上書、二八四—二八六頁参照。

註3 農具、機械の發達については、ゴルツ同前書、二六七—二六九頁参照。

註4 「打穀機が重要なのは、單にそれが勞働力を節約するが故のみでなく、又それは人間の勞働力よりずっと早く作業するからである。……今やことは市場の景氣を急速に利用するにある。而して穀物生産者は、早くその穀物が市場に出せるようになつてゐれば、即ち打穀し終つてゐれば、それだけ早くこのことが可能である。」(K.Kautsky, 『農業問題』向坂逸郎譯、岩波文庫版(昭和二十一年)上卷八二頁)

註5 次のような家畜種類の一頭にたいする人口數の比較によれば、羊の増加は人口の増加率を上廻つてゐる(ゴルツ、前掲譯書、二八〇頁より)。

羊一頭につき	一八一六年	一八四九年
馬一頭につき	一・二人	一・〇・八
牛一頭につき	八・三二	一〇・三七
	二・五八	三・〇四

註6 「メリノ羊が採用せられた限りに於て——メリノ採用は殆んどすべての比較的大規模農場に於て事實であつたが、羊

一頭あたりの貨幣粗収益は二倍以上に増した。」(ゴルツ、同前書、三〇〇—三〇一頁)

註7 林、前出『改革』九

九—一〇〇頁参照。

註8 エンゲルス「ドイツ帝國議會に於けるプロシ

アの火酒」改造社版『マル・エン全集』第二五卷

二八五頁以下参照。

註9 農業改革にともなう

農業生産力の發展が、當

然に農村人口のいちじるしい増大をもたらしたことは第14表

においてあきらかであるが、その間の人口増加の趨勢を都市

のそれと比較してみたものが右表である。東プロイセンにお

いては都市人口の増加が農村人口のそれを上まわるにいたつ

たのは一八四七年以後のことに屬する。

註10 農場主とインストロイテの間に結ばれたいわゆる「長期の告知權ある固き契約」の内容については、ゴルツ前掲譯書二一六頁にのべられているが、インストロイテは現金の給與をうけることは稀で、各種の現物をあたえられ、そして「あたえられた現物勞銀の代償として日傭取は次のような仕事を課せられた。彼は日々主家の勞働に従事せねばならなかつたし、同様の目的のために勞役者或はお屋敷づとめとよぶ一人

第15表 人口増加率

年次	農	村	都	市
1816—25	35.7%		18.2%	
1826—35	10.1		4.8	
1836—46	18.1		7.5	
1847—55	2.7		11.3	
1856—67	16.3		25.6	

R. Stein, 林『改革』107頁より。

の下僕を出さなければならなかつた。更に彼の妻は必要な時には主人の下婢の勞役を果さねばならなかつた」かような勞働關係は、契約によるとはいへ、およそ前近代的なものといわなければならぬであらう。なお一八四〇年における契約の一例は、林前出『改革』一一九―一二〇頁に記されている。

註11 林、同前書一一六頁参照。

註12 林、同前書一二〇頁参照。

註13 西ドイツから東プロイセンに移住した經營家が「賃銀の低廉」に驚嘆し、「彼等は青年時代以來極度の節約に馴れ重なり、極めて僅かの欲求しか持つていない」と述べたといわれる。(林、同前書一一五頁参照)

註14 「その一例として一つの直營地では從來一〇人の農民によつて二六〇日の役畜賦役と四二〇日の手賦役がなされていたが、調整の後その代りとして新たに二連の馬、四連の牡牛、下男及び下女各人が必要になつた。その上農民から取つた六三・一五モルゲン土地のために一八の牡牛、一六の馬、五〇の用畜、インストの八家族用の八室の家が必要と考えられた。……家畜の價格は一連の馬一六〇ターレル、一連(二頭)の牡牛五四ターレル、六家族の住む家が四二六ターレルであつた。」(林、同前書五四頁)

註15 林、同前書八八頁参照。

註16 林、同前書九一―九五頁参照。

「プロシヤ型」進化の基礎過程

註17 かような土地の購入、前記の調整による割譲、その他の

併合は、當然グーツヘルの土地所有を増大せしめたが、一八四九年に於ける六〇〇モルゲン以上の土地所有が全耕地面積中に占める割合は第16表のような數字をしめしている。

註18 補助金による

牧羊業の發展については、林、同前書九八―九九頁を参照。

むすび

以上において、東ドイツ植民社會の獨自な社會構成を基點とするところの、グーツヘルシャフトからエンカートウムへの傾斜にそつたグーツウイルトシャフトの發展と變革の展開過程が、その生産力的基礎について、舊三圃式から改良三圃式へて輪栽式農法への技術史的發展に視點をおきながら考察された。ここにいうところの「プロシヤ型」進化の基礎過程は、まさに右のごときものにほかならない。

第16表 モルゲン以上所有者の耕地占有度 (1849年)

地 方 別	占有割合%
ボンメルン	65
ボーゼン	55
シュレジエン	50
ブランデンブルグ	46
プロイセン	38
ザクセン	27
ラインランド	21
ヴェストファーレン	15.5

E. Jordan, 林『改革』82頁より。

かかる過程において、いわゆる「農民解放」は、もとより「グーツヘル・農民關係」の解體を意味しながら、やがてそのまま「ユンカー・インストロイテ關係」へのなし、くずし、的編成として遂行されなければならなかつた。かような「解放」の上からの推進形式も、グーツヘルが當初からはたしてきた生産力の擔い手としての特質的な役割に規定されたものとして、以上の技術史的考察から理解されうる。かような封建的土地所有それ自體の、商業的農業を媒介とする生産力の把握。それこそ「プロシヤ型」進化の歴史的展開を特質づけるところの、生産力的基軸にはかならないとおもわれる。

(北海道支所員)